

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき五戸町の地域に係る地震防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

## 第2節 計画の構成

この計画の実効性を図るため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）  
五戸町防災会議及び五戸町災害対策本部の組織、所掌事務等について定めるものである。
2. 災害予防計画（第3章）  
地震災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために必要な防災に関する施設の整備、点検及び物資、資材の備蓄並びに防災に関する訓練等、災害対策について定めるものである。
3. 災害応急対策計画（第4章）  
地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大防止するために必要な応急的措置及び救助活動について定めるものである。
4. 災害復旧対策計画（第5章）  
災害復旧を実施するにあたっての基本的方針を定めるものである。

## 第3節 計画の運用

町及び防災関係機関は、この計画を現実の地震災害に迅速かつ的確に対処できるようにするため、計画の修正、計画の習熟及び計画の細部の事項の整備を図る。

1. 計画の修正  
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき五戸町の実情に合わせ毎年検討を加え、必要があると認めるときは、青森県地域防災計画及び指定行政機関等が作成する防災業務計画に抵触しない範囲でこれを修正するものとする。
2. 計画の習熟  
五戸町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素、自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。
3. 計画の細部の事項の整備  
この計画に基づく防災上の諸活動にあたって、必要と認められる細部の事項については、五戸町は災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めるものとする。

## 第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

1. 町  
町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。  
また、災害が町域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不相当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、地域住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 五戸町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、並びに係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
町	五戸町	1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 7. 災害時要援護者の安全確保に関すること 8. 災害に関する予警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 9. 水防活動、消防活動に関すること 10. 災害に関する広報に関すること 11. 避難の勧告・指示に関すること 12. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 13. 公共施設の応急復旧に関すること 14. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 15. 災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関すること 16. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置に関すること 17. その他災害対策に必要な措置に関すること
	五戸町教育委員会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
消防機関	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 五戸消防署 五戸町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>2. 人命の救助及び救急活動に関すること</li> <li>3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること</li> <li>4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること</li> <li>5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること</li> </ol>
青	五戸警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に関する予警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li> <li>2. 災害時の警備に関すること</li> <li>3. 災害広報に関すること</li> <li>4. 被災者の救助、救出に関すること</li> <li>5. 災害時の死体の検視に関すること</li> <li>6. 災害時の交通規制に関すること</li> <li>7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること</li> <li>8. 避難の勧告・指示に関すること</li> <li>9. その他災害対策に必要な措置に関すること</li> </ol>
森	三戸地方健康福祉こどもセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助に関すること</li> <li>2. 医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること</li> <li>4. 防疫に関すること</li> </ol>
県	八戸県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設（河川・道路・橋梁・砂防・急傾斜地・下水道・公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>2. 水防活動に関すること</li> </ol>
	三戸地方農林水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> </ol>
	三八教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文教関係の災害情報の収集に関すること</li> <li>2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること</li> </ol>
指定地方行政機関	三八上北森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 森林・治山による災害防止に関すること</li> <li>2. 保安林・保安施設・地滑り防止施設等の整備及び管理に関すること</li> <li>3. 山火事防止対策等に関すること</li> <li>4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ol>
	青森農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における主要食糧（米穀、乾パン及び乾燥米飯）の需給に関すること</li> </ol>
	青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、水象、地象の観測並びに予警報等の発表、伝達及び周知徹底に関すること</li> </ol>
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること</li> <li>2. 直轄河川の水防警報の発表・伝達等水防に関すること</li> <li>3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること</li> <li>4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること</li> </ol>
	東北総合通信局 （東北電気通信管理局 八戸出張所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること</li> <li>2. 非常通信訓練に関すること</li> <li>3. 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局の開局、整備に関すること</li> <li>4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること</li> </ol>

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	八戸労働基準監督署	1. 事務所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること
	八戸公共職業安定所	1. 災害時における労務供給に関すること
	東京航空局 (三沢空港事務所) (青森空港出張所)	1. 航空事故防止のための教育・訓練に関すること 2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 3. 遭難航空機の捜索に関すること 4. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 5. 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 6. 飛行場周辺における事故に係る救助等の協力に関すること 7. 航空機事故による災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること
陸上自衛隊八戸駐屯地		1. 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること 2. 災害時における応急復旧の支援に関すること
海上自衛隊第2航空群		1. 航空機事故等の情報収集、調査及び通報に関すること 2. 航空機事故災害時における応急対策に関すること
指定 公共 機関 及び 指定 地方 公共 機関	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ東北青森支店	1. 気象警報の町への伝達に関すること 2. 「非常通話」「非常電報」の優先利用に関すること 3. 移動無線配置等による応急通信の確保に関すること 4. 通信設備の早期復旧に関すること 5. 災害時における特設公衆電話の設置に関すること
	東北電力(株)八戸営業所	1. 災害時における電力供給の確保に関すること 2. 送配電線施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること
	五戸郵便局 上市川郵便局 浅田郵便局 倉石郵便局	1. 災害時における郵便局業務の確保及び災害特別事務取扱に関すること 2. 地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資に関すること
	日本赤十字社 青森県支部	1. 災害時の医療救護に関すること
	日本放送協会八戸支局 青森放送(株)八戸支社 (株)青森テレビ八戸支社 青森朝日放送(株)	1. 放送施設の確保に関すること 2. 気象予警報の周知徹底に関すること 3. 災害状況のニュース報道に関すること 4. 防災知識の普及に関すること
	(社)青森県エルピーガス 協会八戸支部	1. ガス施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	三戸郡医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	青森県トラック協会 三八支部 南部バス(株)五戸営業所 日本通運(株)八戸支店	1. 災害時における災害対策要員及び物資等の輸送の確保に関すること
	八戸圏域水道企業団 奥入瀬営業所	1. 災害時における水道施設の確保に関すること 2. 災害時における飲料水の確保及び供給に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	五戸町商工会	1. 災害時における物価安定についての協力等に関する事 2. 中小企業関係の被害調査に関する事
	農業協同組合 森林組合 土地改良区	1. 農林水産業に係る被害調査に関する事 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3. 被災組合員に対する融資又は斡旋に関する事
	商工業関係団体	1. 救助物資、復旧資材の確保等についての協力斡旋に関する事
	運輸業関係団体	1. 災害時における輸送等の協力に関する事
	建設業関係団体	1. 災害時における応急復旧への協力に関する事
	自主防災組織・青年団 ・婦人会・自治会等	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2. 災害応急対策に対する協力に関する事
	放送機関 (株)エフエム青森八戸 支局	1. 放送施設の確保に関する事 2. 気象予警報の周知徹底に関する事 3. 災害状況のニュース報道に関する事 4. 防災知識の普及に関する事
	病院等経営者	1. 避難誘導、消火設備等の点検整備の実施に関する事 2. 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関する事 3. 災害時における病人等の収容、保護に関する事 4. 災害時における負傷者の医療・助産救助に関する事
	社会福祉施設経営者	1. 避難誘導、消火設備等の点検整備の実施に関する事 2. 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関する事 3. 災害時における入居者の保護に関する事
	金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
	学校法人	1. 防災教育に関する事 2. 避難施設の整備、避難訓練等の実施に関する事
	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関する事
	多数の者が出入りする 事業所等（病院・工場 等）	1. 避難誘導、消火設備等の点検整備の実施に関する事 2. 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関する事
	(社)青森県エルピーガス 協会五戸地区会	1. ガス施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事

## 第6節 五戸町の自然的・社会的条件

### 1. 位置

五戸町は、青森県の東南部三戸郡の東北部に位置し、八戸市から西に約16km、十和田市から南東に約13kmの距離にあります。東は八戸市、西は新郷村、南は南部町、北は十和田市・下田町・六戸町とそれぞれ境をなし東西に約21km、南北に約19kmの総面積177.82 k m<sup>2</sup>を有する平地農村である。

方位	地名	経緯度	方位	地名	経緯度
極東	大字上市川字前堀	東経 141° 26′	極南	大字手倉橋字片貝沢	北緯 40° 25′
極西	大字倉石又重字下芦名沢	東経 141° 11′	極北	大字上市川字越口	北緯 40° 35′

五戸町方位図

## 2. 地 勢

### (1) 地形及び地質

五戸町の北部を奥羽脊梁山脈の戸来岳に水源を發して、太平洋に注ぐ五戸川がゆるやかに貫流しており、沿岸には約1,300haの水田がひらけていて、この細長い平野をはさんで、南北両端には標高13mから120mの丘陵台地が続く畑地、山林等として利用されている。

南部を西越岳に水源を發し、馬淵川に合流して太平洋に注ぐ浅水川が五戸川と並行して流れており、沿岸を狭く走る平野部には水田がひらけていて、南北両側の比較的發達した丘陵は樹園地、山林等として利用されている。

五戸川流域の地質基盤は、概ね火山噴出物よりなる未凝固な凝灰質岩石により構成されている。沿岸の水田はおおかた第4紀新層（沖積層）に属し、表土は腐食に富む植壤土で粘土を50～37.5%含んでいる。

また、下層は灰色砂壤土で粘土を25～12.5%含み、さらに青灰色土といって粘土含有量12.5%以下の土性をもつ層と順次構成されている。その他の水田並びに畑地・山林等をなしている丘陵台地はいずれも第4紀古層（洪積層）により覆われ、表土は腐植に富む火山灰で、下層は栗砂・赤粘土・火山灰・火山砂・赤土・砂・礫（径2mm以上）などの累積層、浮石・砂・礫・火山灰などの累積層、泥岩質又は頁岩質の粘土層の順に構成されている。下流域の水田の一部は、下層の農耕にあまり適さない泥炭層を伴っている。

浅水川の上流域では、凝灰質未凝固の砂岩層が發達している。丘陵の畑地・山林等は洪積層により被覆されたので、下層部は基底に礫を伴った火山灰質未凝固の砂層、粘土層の累積層で、ところにより粗悪な泥炭層を介在している。また、浅水川に注ぐ沢堰の沿岸に急崖地が多いため、崩壊地を形成することが多い。浅水川に沿った洪積層は、砂・礫・粘土で構成され表土は腐植に富む植壤土である。

五戸町を含むこの地方は、段丘が良く發達しており、八甲田・十和田火山に由来する第4紀火山碎屑物に覆われているのが特徴である。

### (2) 河 川

当町を流れる主な河川は、一級河川浅水川と二級河川五戸川の2つである。これらの河川は概ね平坦地を流れることから、ゆるやかな流れとなっている。

区分 河川	名称	流路延長	水源地	流末地	備考
主な河川	浅水川	34,045 m	三戸町	八戸市で馬淵川と合流	
	五戸川	47,445 m	新郷村	八戸市	
	堤沢川	800 m	五戸町	五戸川への合流点	
	後藤川	28,225 m	十和田市	奥入瀬川への合流点	

### (3) 道路等

当町の道路体系は、国道4号・454号（16.2km）をはじめ、県道9路線（62.1km）町道352路線（282.7km）で構成されている。

年々激化する自動車交通の対策として、懸案の国道4号五戸バイパスが昭和55年11月完成交通量の緩和と交通安全に大きな成果をあげている。

#### 町道状況

（各年4月1日現在）

年	総延長		舗装延長			備考
	路線数	延長m	路線数	延長m	舗装率%	
平成10年	319	273,239.2	274	136,656.4	50.0	
11年	320	273,964.9	281	140,194.8	51.2	
12年	322	274,809.7	294	141,892.0	51.6	
13年	330	276,951.8	301	143,902.9	52.0	
14年	344	281,921.7	303	160,682.5	57.0	
15年	352	282,777.7	307	167,042.5	59.1	
16年	358	282,567.1	321	170,071.9	60.2	

### 3. 気 象

最も特徴的な気象は、夏期にヤマセ（偏東風）と呼ばれる冷たい風が東方海上から吹きつけることである。この風は、雨を伴って吹きつけることが多く、この状態が続くと低温、日照不足となり冷害を招く恐れがある。寒暖の差が比較的大きいことも特徴である。

（青森県りんご試験場県南果樹研究センター）

年	気温℃			降水量 mm	日照時間 h	平均風速 m/s	最深積雪 cm	平均湿度 %
	平均	最高	最低					
平成10年	9.9	31.7	-7.5	1,348	1,562	2.1	54	75.0
11年	10.2	35.0	-7.8	1,458	1,450	2.1	71	73.1
12年	10.2	34.3	-9.1	1,143	1,581	2.0	45	75.7
13年	9.1	32.0	-8.9	1,019	1,549	2.1	27	73.2
14年	10.8	32.7	-9.9	1,612	1,394	2.1	72	74.4
15年	9.4	30.6	-10.8	895	1,300	1.9	90	76.0
16年	11.7	34.8	-8.3	1,195	1,592	2.3	30	71.5

### 4. 人口及び世帯

人口は、昭和35年をピークに減少傾向にあり平成2年国勢調査時には2万人台を割り、減少していたが、平成16年7月1日、倉石村との合併により平成17年国勢調査時には2万人台となっている。

世帯数は、核家族化の傾向のため人口とは逆に増加している。

#### 世帯数及び人口の推移

区分	世帯数	人口（人）			世帯当たり人口	人口密度 km <sup>2</sup> 当たり	備考
		総数	男	女			
昭和30年	3,520	20,919	10,144	10,775	5.9	187	
35年	4,080	22,264	10,651	11,613	5.5	186	
40年	4,336	20,765	9,688	11,077	4.8	172	
45年	4,583	20,132	9,459	10,673	4.4	167	
50年	4,840	19,804	9,320	10,484	4.1	164	
55年	5,042	20,011	9,627	10,384	4.0	166	
60年	5,130	20,031	9,713	10,318	3.9	166	
平成 2年	5,324	19,675	9,639	10,036	3.6	161	
7年	5,518	19,119	9,295	9,824	3.5	157	
12年	5,396	17,850	8,558	9,292	3.3	146	122.14km <sup>2</sup>
17年	6,334	20,138	9,511	10,627	3.2	113	177.82km <sup>2</sup>



5. 土地利用状況

当町の総面積は177.82km<sup>2</sup>で、その内訳は次のとおりである。また、それぞれの全体に占める割合は平成16年現在、農用地（田・畑）31.0%、宅地4.2%、山林・原野49.3%、雑種地1.5%、その他14.0%となっている。

平成16年7月1日、倉石村との町村合併により総面積は177.82km<sup>2</sup>となる。

土地利用状況

(固定資産概要調査 単位：km<sup>2</sup>)

年次	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
昭和30年	98.13	12.18	22.39	1.84	34.33	7.86	0.00	19.53
平成10年	122.14	16.99	20.48	4.97	58.09	3.96	1.44	16.21
11年	122.14	16.97	21.26	5.01	56.66	3.88	1.67	16.69
12年	122.14	16.95	21.24	5.04	56.70	3.88	1.66	16.67
13年	122.14	16.93	21.22	5.07	56.60	3.88	1.77	16.67
14年	122.14	16.90	21.14	5.08	56.53	3.87	1.61	17.01
15年	122.14	16.85	21.10	5.13	56.43	3.87	1.81	16.95
16年	122.14	16.83	21.08	5.18	56.39	3.87	1.83	16.96
17年	177.82	22.69	29.68	6.38	89.07	6.79	2.20	21.01

6. 産業及び産業構造の変化

当町の総就業人口は、平成12年国勢調査で9,479人で総人口に対し53.1%の割合である。

産業別にみると、第1次産業は減少傾向にあり今後も減少が懸念される。第2次産業はほぼ横ばい状態であり、経済不況を受けている傾向がみられる。第3次産業については、順調に増加している。

全体的には、基幹産業である農業が低迷しているため、第2次産業及び第3次産業へ就業人口が流出しているものと思われる。

産業別就業人口

(単位：人、%)

区分	平成2年		平成7年		平成12年		備考
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
就業者	第1次産業	2,794	28.3	2,164	22.5	1,976	20.8
	第2次産業	3,157	31.9	3,343	34.7	3,219	34.0
	第3次産業	3,937	39.8	4,122	42.8	4,284	45.2
	総数	9,888	100.0	9,629	100.0	9,479	100.0

## 第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名称	分布状況
津軽山地西縁断層帯	津軽山地西縁断層帯は、五所川原市飯詰から青森市銀にかけて約16kmにわたって、分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町大字倉石中市から名久井岳東麓を経て、県境まで約21km分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
入内断層	青森市入内付近から青森市沖館の海岸線付近にかけて、約15kmにわたって分布していることが認められている。
青森湾西断層	青森市新城天田内から蓬田村南西部にかけて、約16kmにわたって分布していることが認められている。

## 第8節 災害の記録

### 1. 昭和43年5月16日発生 十勝沖地震

〔Ⅰ〕死傷者 32名

①死者 11名

②負傷者 21名

重傷 4名

軽傷 17名

〔Ⅱ〕被害額

①家屋 計 511,800千円

全壊 93棟 186,000千円

半壊 161棟 161,000千円

一部破損 1,800棟 90,000千円

非住家 604棟 74,800千円

②土木関係 計 97,250千円

道路 144ヶ所 橋梁 1ヶ所

③公営住宅 200棟 40,000千円

④水道関係 8,500千円

⑤教育施設 (学校=13校) 120,200千円

⑥病院 4,330千円

⑦農業関係 328,200千円  
農地 農業施設 林道等

⑧交通関係 318,000千円

⑨商工関係 627,230千円

⑩一般家庭 430,000千円

被害総額 2,485,510千円

①四五市	地すべり発生	水田埋没（約2ha）	
②幸ノ神	山津波発生	死者3名	
③五戸	繁華街4戸道路下転落を含め31戸全壊		
④志戸岸	地すべり発生	死者1名	
⑤志戸岸	300mに亘り山津波発生	死者1名	全壊27戸
⑥志戸岸	山津波発生	死者3名（他町2名含む）	
⑦豊間内	山津波発生	死者3名	家屋全壊21戸
⑧福地村界	地すべり発生	死者1名	
⑨浅水	地すべりの危険発生	43戸約200名避難	
⑩荷軽井	地すべり発生	1名生埋め救助	

2. 平成6年12月28日発生 三陸はるか沖地震

被害額

①家屋

一部破損	124棟	
非住家	29棟	

②土木関係

道路	26ヶ所	26,726千円
----	------	----------

③公営住宅

住宅	25棟	951千円
----	-----	-------

④教育施設（高校含む）

建物	（学校＝9校）	14,737千円
----	---------	----------

⑤病院

計		1,123,012千円
建物		1,000,000千円
機械等		60,000千円
病床閉鎖に伴う損失金額		63,012千円

⑥農業関係

計		54,022千円
農畜産物		33,022千円
農地	2ヶ所	6,000千円
農道	4ヶ所	15,000千円

⑦その他公共施設

5ヶ所	計	19,786千円
-----	---	----------

（役場庁舎、浅水公民館、町立公民館、豊間内地区コミュニティセンター、地区公民館）

被害総額（家屋を除く） 1,440,043千円

## 第9節 地震による被害想定

県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震・想定日本海側海溝型地震・想定内陸型地震のうち、想定太平洋側海溝型地震が最も被害が大きく、かつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、条件設定が異なれば被害の予測値等も異なることに留意する必要がある。

	死者・負傷者数	建物全半壊数	備考
想定太平洋側海溝型地震	4, 502人	68, 480棟	
想定日本海側海溝型地震	394人	8, 813棟	
想定内陸型地震	221人	6, 154棟	

## 第10節 災害の想定及び調査研究

### 1. 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢・地質・気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は次のとおりである。

1. 台風による災害
2. 集中豪雨等異常降雨による災害
3. 豪雪による災害
4. 航空、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
5. その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

### 2. 調査研究

この計画の前提となる災害の想定について、より具体化し各種防災対策の充実・強化を図るため、防災関係機関と連携をとりつつ、次の調査研究を行う。

- (1) 防災アセスメントの実施
- (2) 被害想定の実施
- (3) 地区別防災カルテ、防災マップの作成